



長野県報

9月26日(月)
平成23年
(2011年)
第2305号

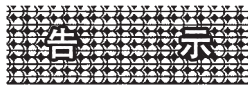
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	1
公共測量の実施(建設政策課)	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	2

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(県民協働・NPO課)	2
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	3
土地改良区連合役員の就退任の届出(農地整備課)	3
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(企業局)	3
一般競争入札(高校教育課)	3
一般競争入札(3件)(高校教育課)	4



長野県告示第658号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年9月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
松本市大字原字北ノ久保475の3(次の図に示す部分に限る。)、字小河清水506の4、507の1、字穴田入525の2、526、528から530まで、字南洞入565、字こわ清水908、字雨堤584の3(次の図に示す部分に限る。)、584の4、584の5、大字洞字尾入886の1・886の2・887の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、字矢取沢875、大字浅間温泉字雨堤910、1058から1061まで、1064、字横谷1158の1、字中山1113、字塔ノ入1132の3、1139、字城山1154のイ
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第659号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成23年9月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
大町市社字小洞4120のロ、字大門口4122、4123のイ、4123のロ、4124から4127まで、4238の1、4238の3から4238の6まで、字沼間入日影4128のイの1から4128のイの3まで、4128のイの5から4128のイの11まで、4128のロ、字矢ノ入4129の1、4129のイ、4129のハ、4129のニ、4130のイの1から4130のイの6まで、4130のロ、字沢辺4131の1、4131の2、字東ノ入4132の1、4132の3から4132の6まで、4132のイ、4132のロ、4132のニ、4132のホ、4132のヘの1、4132のヘの2、4132のチ、4132のリ、4132のヌ、4132のル、4132のヲ、4132のワ、4132のカ、4132のヨ、4132のタ、字大平日向4133の3から4133の6まで、4133のイの1、4133のロ、4133のハ、4133のホ、4133のヘ、4133のトの1、4133のトの2、4133のチ、4133のリ、字日向4134の1、4134の2、4134のイ、4134のロ、4134のハ、4135の1から4135の4まで、4135のイ、4135のハの2、4136の1、4136の3、4136のイ、4136のハ、4136

のニ、4136のホの1、4136のホの2、4233の1、4233の2、4233のイ、4233のロ、宇山寺4137の1から4137の3まで、4138の1、4138の2、4139、4140の1、4140の2、4141の1、4142、4143の1、4143の2、4144から4147まで、4148の1、4148の2、4149、4150の1、4150の2、4151から4154まで、4155の1から4155の3まで、4156の1、4156の2、4157の1、4157の2、4158の1、4158の2、4159、4160、4161の1、4161の2、4162、4163、4167から4171まで、4176、4177、4178の1、4178の2、4179の1、4179の2、4180の1から4180の3まで、4181から4193まで、4194の1から4194の3まで、4195、宇山ノ神4234のイ、4234のロ、4235、字大門口日向4237

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第660号

松本市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成23年9月26日

長野県知事 阿部守一

1 作業種類

公共測量(道路台帳図補正更新(世界測地系対応))

2 作業期間

平成23年9月1日から平成24年1月30日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第661号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県飯田建設事務所及び下伊那郡泰阜村役場に備え置きます。

平成23年9月26日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
温田(追加)	右に掲げる地番の土地に存する標柱13号から15号までを順次結んだ線、標柱13号と平成18年4月6日長野県告示第227号で指定した温田(追加)急傾斜地崩壊危険区域の標柱10号を結んだ線、標柱7号から10号を順次結んだ線及び標柱10号と右に掲げる地番の土地に存する標柱15号を結んだ線に囲まれた区域。	下伊那郡 泰阜村			8073番1	13号から15号まで

砂防課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年9月26日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成23年9月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あさまハイランドスポーツクラブ

3 代表者の氏名

土屋美喜子

4 主たる事務所の所在地

北佐久郡御代田町大字草越1173番地1735

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、カーリング競技並びにスポーツの普及と競技力の向上、スポーツマンとしての立派な人格の形成に努めると共に、健康増進と親睦交流、国際交流を促進する事業を行い、豊かな市民生活を推進し、公益に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課